

## ラムサール条約登録湿地関係市町村会議会則

### (目的及び設置)

第1条 ラムサール条約に登録されている湿地及びその他の湿地（以下、「ラムサール湿地等」という。）の適正な管理に関し、関係市町村間の情報交換及び協力を推進することによって、地域レベルの湿地保全活動を促進することを目的として、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議を設置する。

### (事業)

第2条 本会は、前条の目的達成のために以下に掲げる事業を行う。

- (1) ラムサール湿地等の保全管理に関する研修事業
- (2) ラムサール条約関係予算獲得のための陳情・請願活動
- (3) 国内登録湿地拡大の取り組みへの支援協力
- (4) 関係市町村がそれぞれの地域で実施するラムサール条約関係事業への協力
- (5) その他、目的達成のために必要な事業

### (会員)

第3条 本会は、ラムサール湿地等の関係市町村長のうち、本会の目的に賛同する者をもって会員とする。

### (役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

### (役員を選出)

第5条 役員は、市町村長会議において選出する。ただし、欠員の補充による役員は、書類表決によって選出することができる。

### (役員を補充)

第6条 会長、副会長の全員又は監事的全員が欠けたときは、役員を補充する。

### (役員任期)

第7条 役員任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補充によって選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

### (役員職務)

第8条 会長は、本会を代表してその事業を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故のあるときはその職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

### (顧問・参与)

第9条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、市町村長会議の承認を受けて会長が委嘱する。

(市町村長会議)

第10条 市町村長会議は、会員をもって構成する。

2 市町村長会議は、会長が招集し議長となり、次の事項を審議決定する。ただし、市町村長会議が開催されない年については書類表決によって決することができるものとする。

- (1) 会則の制定及び改正に関すること
- (2) 予算及び決算に関すること
- (3) 役員を選任に関すること
- (4) 会員及び顧問並びに参与の承認に関すること
- (5) 事業計画及び報告に関すること
- (6) その他、会長が必要と認める事項

3 市町村長会議は3年に1回、開催する。なお、会長が必要と認めた場合は、臨時市町村長会議を開催することができる。

4 市町村長会議に、各市町村助役等の代理出席を認めることができる。この場合、助役等は、市町村長会議の議事に関する表決について当該市町村長からの権限の委譲を受けているものとみなす。

5 市町村長会議に、顧問及び参与の出席を認めることができる。

6 顧問及び参与は、市町村長会議の議事に関し、議長の許しを得て発言することができる。ただし、表決には参加することができない。

7 市町村長会議に、ラムサール湿地等の保全管理のために市町村の出捐又は委託を受けている機関団体のオブザーバー出席を認めることができる。

8 オブザーバーは、市町村長会議の議事に関し、議長の許しを得て発言することができる。ただし、表決に参加することはできない。

9 市町村長会議の議事は、出席会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決することによるものとする。

(主管者会議)

第11条 本会に主管者会議を置く。

(1) 主管者会議は、会員のラムサール湿地等を主管する部局長等をもって構成する。

ただし、会議は代理出席も可とする。

(2) 主管者会議は事務局長が招集し議長となり、本会の運営に関する事項の協議及び実務等を行う。

2 主管者会議は、少なくとも毎年1回開催する。

3 前条第5項から第9項までの規定は、主管者会議に準用する。この場合において、市町村長会議とあるのは主管者会議と、会員とあるのは部局長等と、それぞれ読み替えるものとする。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、会長を担当する市町村の主管部局等に置く。

2 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

(経費)

第13条 本会の経費は運営負担金、市町村長会議開催負担金及びその他の収入をもって充てる

2 各市町村が負担する運営負担金は年額とし、その額は、別表のとおりとする。

3 市町村長会議開催負担金は、実施規模等を勘案しその都度決定する。

4 前項の場合、事務局は各市町村の負担割合に関する事務局案を主管者会議を経て、会員の書類表決に付さなければならない。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

2 本会の会計処理は、事務局を担当する市町村の財務関係規則等に準じて行う。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、1998年10月23日から施行する。

附 則

この会則は、2005年 4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、2013年11月 1日から施行する。

附 則

この会則は、2018年11月 1日から施行する。

附 則

この会則は、2019年 8月23日から施行する。